

政令第三百六十二号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年十二月二十六日とする。